

議案第 3 4 号

世田谷区社会教育委員の会議規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

平成 2 9 年 3 月 1 4 日

(提出者)

世田谷区教育委員会

教育長 堀 恵子

(提案説明)

平成 2 9 年度組織改正による組織名称の変更に伴い、規則の一部を変更する必要があるので、本案を提出する。

世田谷区社会教育委員の会議規則の一部を改正する規則

世田谷区社会教育委員の会議規則（昭和39年4月世田谷区教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第2条の見出し及び同条第2項中「および」を「及び」に改め、同条第4項中「または」を「又は」に、「行なう」を「行う」に改める。

第6条中「生涯学習・地域・学校連携課」を「生涯学習・地域学校連携課」に改める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

新旧対照表

世田谷区社会教育委員の会議規則

新	旧
世田谷区社会教育委員の会議規則	世田谷区社会教育委員の会議規則
昭和39年4月1日 世教委規則第3号	昭和39年4月1日 世教委規則第3号
改正 昭和52年11月18日世教委規則第 平成7年3月31日世教委規則第 11号 9号 〔題名改正〕 平成10年3月31日世教委規則第 平成15年3月31日世教委規則第 5号 4号 平成19年3月23日世教委規則第 3号	改正 昭和52年11月18日世教委規則第 平成7年3月31日世教委規則第 11号 9号 〔題名改正〕 平成10年3月31日世教委規則第 平成15年3月31日世教委規則第 5号 4号 平成19年3月23日世教委規則第 3号
(趣旨)	(趣旨)
第1条 世田谷区社会教育委員の会議(以下「委員会議」という。)については、この規則の定めるところによる。 (議長及び副議長)	第1条 世田谷区社会教育委員の会議(以下「委員会議」という。)については、この規則の定めるところによる。 (議長および副議長)
第2条 委員会議に、委員の互選による議長と副議長をおく。 2 議長及び副議長の任期は、1年とする。ただし、再選されることができる。	第2条 委員会議に、委員の互選による議長と副議長をおく。 2 議長および副議長の任期は、1年とする。ただし、再選されることができる。
3 議長は、委員会議を主宰し、議事を整理し、委員会の事務を統理する。	3 議長は、委員会議を主宰し、議事を整理し、委員会の事務を統理する。
4 副議長は、議長を助け、議長に事故があるとき、又は議長が欠けたときは、議長の職務を <u>行う</u> 。	4 副議長は、議長を助け、議長に事故があるとき、 <u>または</u> 議長が欠けたときは、議長の職務を <u>行なう</u> 。
(招集)	(招集)
第3条 委員会議は、議長が招集する。	第3条 委員会議は、議長が招集する。
(定足数)	(定足数)
第4条 委員会議は、委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ、会議を開くことができない。	第4条 委員会議は、委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ、会議を開くことができない。
(表決)	(表決)
第5条 委員会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。	第5条 委員会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
(庶務)	(庶務)
第6条 委員会議の庶務は、 <u>生涯学習・地域学校連携課</u> において処理する。	第6条 委員会議の庶務は、 <u>生涯学習・地域・学校連携課</u> において処理する。

全部改正〔昭和52年世教委規則11号〕、一部改正〔平成7年世教委規則9号・10年5号・15年4号・19年3号〕

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか委員会議に関し必要な事項は、教育長が定める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

付 則 (昭和52年11月18日世教委規則第11号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成7年3月31日世教委規則第9号)

この規則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則 (平成10年3月31日世教委規則第5号)

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則 (平成15年3月31日世教委規則第4号)

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年3月23日世教委規則第3号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年3月 日世教委規則第 号)

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

全部改正〔昭和52年世教委規則11号〕、一部改正〔平成7年世教委規則9号・10年5号・15年4号・19年3号〕

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか委員会議に関し必要な事項は、教育長が定める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

付 則 (昭和52年11月18日世教委規則第11号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成7年3月31日世教委規則第9号)

この規則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則 (平成10年3月31日世教委規則第5号)

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則 (平成15年3月31日世教委規則第4号)

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年3月23日世教委規則第3号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。